

## 令和3年度 第1回久留米市地球温暖化対策協議会

日時 令和3年12月20日（月）

10時00分～

場所 久留米市環境部庁舎会議室

次第 (1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 正副会長の選出

(4) 議題

- ・地球温暖化対策に関する国内外の動向について
- ・福岡県地球温暖化対策実行計画について
- ・久留米市の平成30（2018）年度温室効果ガス排出量について

(5) その他（各委員報告等）

- ・久留米市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和2年度実績について
- ・久留米市環境部庁舎等のZEB化について（会議終了後庁舎見学）

(6) 閉会

## 地球温暖化対策協議会委員名簿

令和3年7月1日現在

番号	所属	役職	氏名
1	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	環境課 地域環境係長	荒牧 明世
2	久留米市校区まちづくり連絡協議会	幹事	池口 隆
3	久留米市小学校長会	久留米市立荒木小学校 校長	猪口 恭浩
4	九州電力株式会社久留米営業所	営業グループ長	小井手 悦明
5	一般社団法人自然エネルギー振興会	代表理事	小林 隆利
6	株式会社ブリヂストン	九州生産部門 総務部長	澤田 裕介
7	久留米造園建設業協同組合	理事長	島添 勝博
8	けやきとアートの散歩路	代表	進藤 仁子
9	福岡県地球温暖化防止活動推進員		高橋 和子
10	西鉄バス久留米株式会社	代表取締役社長	財部 幸司
11	6次産業化プランナー		田中 美智子
12	久留米工業大学	教授	池鯉鮒 悟
13	福岡県地球温暖化防止活動推進センター	センター長	辻 勝也
14	久留米ガス株式会社	常務取締役	原 昌浩
15	久留米大学	名誉教授	藤田 八暉
16	久留米商工会議所	会員サービス課課長補佐	本多 登紀子
17	福岡県トラック協会筑後支部	久留米分会長	村田 潤一郎
18	久留米信愛短期大学	フードデザイン学科長	山下 浩子
19	久留米市農業協同組合	総務企画部企画広報課	山田 佳名子
20	福岡県地球温暖化防止活動推進員		山村 公人
21	久留米市健康福祉部	保健所長	吉田 まり子
22	高齢者快適生活づくり研究会	代表	吉永 美佐子
23	NPO法人くるめ日曜市の会	理事長	若江 皇絵

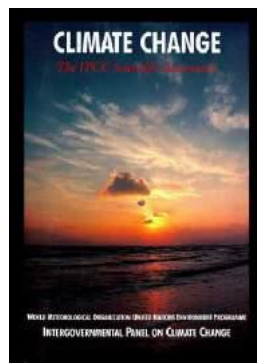
# IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) による科学的知見の提供



## 評価報告書

- IPCC (気候変動に関する政府間パネル) は、WMO (世界気象機関) と UNEP (国連環境計画) により1988年に設置された政府間組織であり、世界の政策決定者等に対し、**科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援**。これまで5度にわたり評価報告書を作成

### 第1次評価報告書 (1990年)



人為起源の温室効果ガスは  
気候変化を生じさせるおそれがある。



### 第5次評価報告書 (2013~2014年)



- 気候システムの温暖化には疑う余地がない。
- **温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。(95%以上)**
- 温暖化対策をとらなかった場合、**今世紀末の気温上昇は2.6~4.8°C**となる可能性が高い。
- 2°C目標の緩和経路は複数ある。どの経路においても以下を要する。
  - ① **2050年までに40~70%削減** (2010年比)
  - ② **21世紀までに排出をほぼゼロ**

※2021~2022年 第6次評価報告書 (AR6) 公表予定

## 1.5°C特別報告書

- 2018年10月に、1.5°C特別報告書を提出。同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年~2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと。**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなることが必要**との見解を示す
- パリ協定に基づき**各国が提出した目標により2030年の排出量では、1.5°Cに抑制することはできず、将来の大規模な二酸化炭素除去方策の導入が必要となる可能性**がある

# IPCC第6次評価報告書（要約）



## <報告書の議論の対象について>

- IPCCの**第I作業部会(WG1)**は気象科学等の自然科学的根拠、**WG2**は温暖化による社会への影響やそれに対する**適応**、**WG3**は**温暖化の緩和**を取扱い、各作業部会における報告書と3つの報告書を統合した報告書が公表される。

## <第6次評価報告書に関するスケジュール>

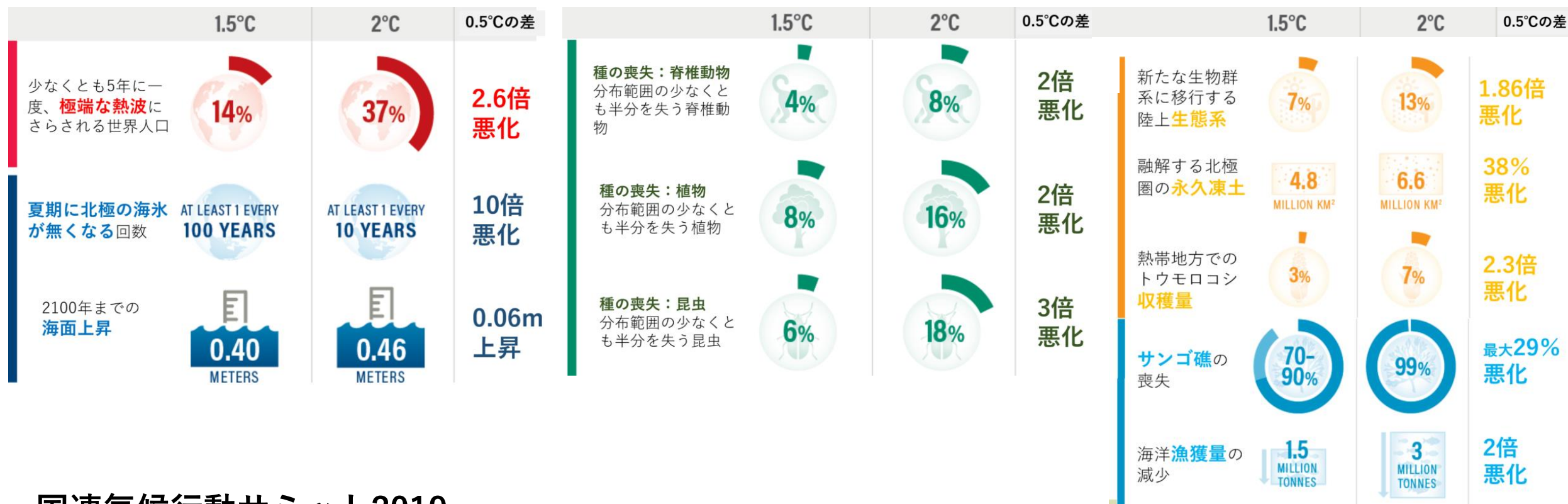
- 2021年8月に**WG1の報告書承認・受諾済**。
- 2022年2月にWG2、同年3月にWG3、同年9月に統合報告書の公表を予定。

## ■ <政策決定者向け要約のポイント>

- 「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは**疑う余地がない**」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定された**。
- 世界の国々を**地域別に評価を行い**、極端現象（極端な高温、大雨など）が**増加している観測データを得るとともに**、その変化は**人間の影響が関係している可能性が高いことが示された**。
- 世界平均気温は、本報告書で考慮した**全ての排出シナリオにおいて**、少なくとも今世紀半ばまでは**上昇を続けることが示された**。**温室効果ガスの排出の増加を直ちに抑え、その後大幅に減少させるシナリオにおいては、21世紀末に地球温暖化は約1.5℃未満に抑えられる可能性が高い**。
- **極端な高温や大雨**などが起こる**頻度とそれらの強度**が、地球温暖化の進行に伴い**増加**すると予測される。また、気温上昇を2℃と比べて1.5℃に温暖化を抑えることで、これらの**極端現象の頻度等を抑制**しうる。

# 1.5°C上昇と2°C上昇がもたらす悪影響の違いは？

= 明確な違い (IPCC 1.5°C特別報告書、2018年)



## 国連気候行動サミット2019

- ✓ グテーレス国連事務総長が、**1.5°C目標を「国際規範」とする**べく、1.5°C目標に沿った排出削減目標の引き上げ、2050年までのネットゼロ達成を各国に呼びかける

出典：WRI 2018に加筆

# (参考1) 主要国の目標



	中期目標 (NDC)	長期目標
EU	<p><b>2030年少なくとも▲55% (1990年比)</b>                      ※欧州理事会 (2020年12月10・11日) 合意                      ※2013年比▲44%相当</p>	<u><b>2050年排出実質ゼロ</b></u>
英国	<p><b>2030年までに少なくとも▲68% (1990年比)</b>                      ※2013年比▲55.2%相当 ※2020年12月4日ジョンソン首相表明</p> <p><b>(2035年までに▲78% (1990年比) )</b>                      ※2013年比▲69%相当 ※2021年4月20日発表 (NDCとしての登録はない)</p>	<u><b>2050年少なくとも▲100% (1990年比)</b></u>
米国	<p><b>2030年に▲50-52% (2005年比)</b>                      ※2013年比▲45-47%相当                      ※2021年4月22日気候サミットでバイデン大統領表明</p>	<u><b>2050年排出実質ゼロ</b></u>
カナダ	<p><b>2030年までに▲40-45% (2005年比)</b>                      ※2013年比▲39-44%相当</p>	<u><b>2050年排出実質ゼロ</b></u>
中国	<p><b>2030年までに排出量を削減に転じさせる、GDPあたりCO2排出量を2005年比65%超削減</b>                      (2020年の国連総会、気候野心サミットで習主席が表明)</p>	<u><b>2060年CO2排出実質ゼロ</b></u>
インド	<p><b>2030年までにエネルギーの50%を再エネで賄う、国内経済の炭素集約度を45%以上削減</b>                      (COP26でモディ首相が表明)</p>	<u><b>2070年排出実質ゼロ</b></u>



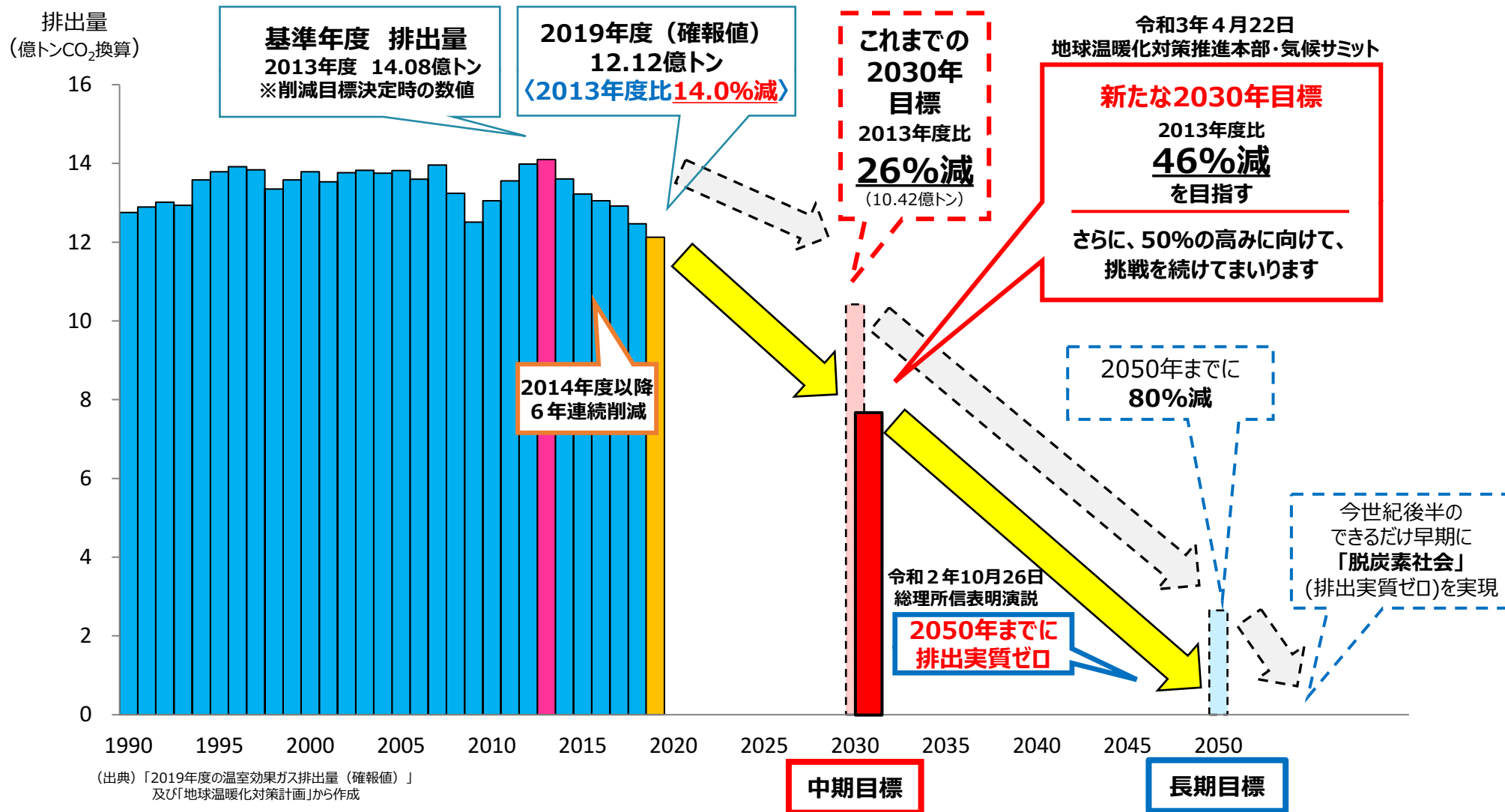
## (参考 1 続き) 最近の目標引き上げに関する動向



- 韓国： 2050年実質排出ゼロを文首相が表明（2020年10月）。2030年目標を40%に引き上げ（2021年10月）
- ブラジル： 2050年に実質排出ゼロを達成するとの目標を条約事務局に通報（2021年10月）
- 豪州： 2050年実質排出ゼロをモリソン首相が表明、長期戦略に反映し提出（2021年10月）
- ロシア： 2060年実質排出ゼロを検討している旨、プーチン大統領がイベントで発言（2021年10月）
- UAE： 2050年実質排出ゼロ目標を公表（2021年10月）
- トルコ： 2053年実質排出ゼロを閣議決定するとともに、パリ協定を批准（2021年10月）
- インドネシア： 長期戦略において、2060年又はそれより早く実質排出ゼロに向けて急速に前進する機会を探ると記述（2021年7月）
- 南ア： 低炭素開発戦略において、「2050年までに実質ゼロ排出経済を実現するための旅の始まり」と表記（2020年2月）

# 我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにて、**新たな2030年温室効果ガス排出削減目標を設定。**
- 従来の2013年比26%減の目標から、**2013年度比46%減を目指し、さらに50%減の高み**に向けて挑戦する旨を表明。





# 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）の概要



## 1. 法目的

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- [地球温暖化対策計画](#)の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- [地球温暖化対策推進本部](#)の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

## 3. 温室効果ガスの排出の量の削減等のための個別施策

### 政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編  
国・地方公共団体 [自らの事務・事業の排出量の削減計画](#)
- 区域施策編  
都道府県・中核市等以上の市も、[自然的社会的条件に応じた区域内の排出量の削減等の施策の計画](#)策定義務

### 地球温暖化防止活動推進センター等

- [全国地球温暖化防止活動推進センター](#)（環境大臣指定）  
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- [地域地球温暖化防止活動推進センター](#)（県知事等指定）
- [地球温暖化防止活動推進員](#)を県知事等が委嘱

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、[排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け](#)、国が集計・公表
- 事業者単位での報告
- 原則電子システムによる報告

### 排出削減等指針等

- 事業活動に伴う排出量の削減（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
- 日常生活における排出量の削減（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）

これら [排出削減の有効な実施の指針を国が公表](#)

（産業・業務・廃棄物・日常生活部門・上水道・工業用水部門・下水道部門を策定済み）

### 森林等による吸収作用の保全等

# 地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～（概要）



- 本年6月9日に国・地方脱炭素実現会議第3回会合を開催し、本ロードマップを決定。

## キーメッセージ

- 地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- **再エネ等の地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**に貢献
- 一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める ⇒ **地域の魅力と質を向上させる地方創生**に貢献

## ロードマップ実現のための具体策

今後5年間に対策を集中実施し、

- ① 2030年度までに**100カ所以上の「脱炭素先行地域」(※)の創出**
- ② 屋根置き太陽光やゼロカーボン・ドライブなど**重点対策を全国で実施**により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げる

(※) 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用しながら、取組の進捗や排出削減を評価分析し、透明性を確保する。

## 3つの基盤的施策

### < 1 > 地域と国が一体で取り組む 地域の脱炭素イノベーション

- ① エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化
- ② REPOS、EADAS、地域経済循環分析ツールなど、デジタル技術も活用した情報基盤・知見を充実
- ③ 資金支援の仕組みを抜本的に見直し、**複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**

### < 2 > グリーン×デジタルで ライフスタイルイノベーション

- ① カロリー表示のように製品・サービスの**CO2排出量の見える化**
- ② 脱炭素行動への**企業や地域のポイント**等のインセンティブ付与
- ③ **ふるさと納税の返礼品としての地域再エネの活用**

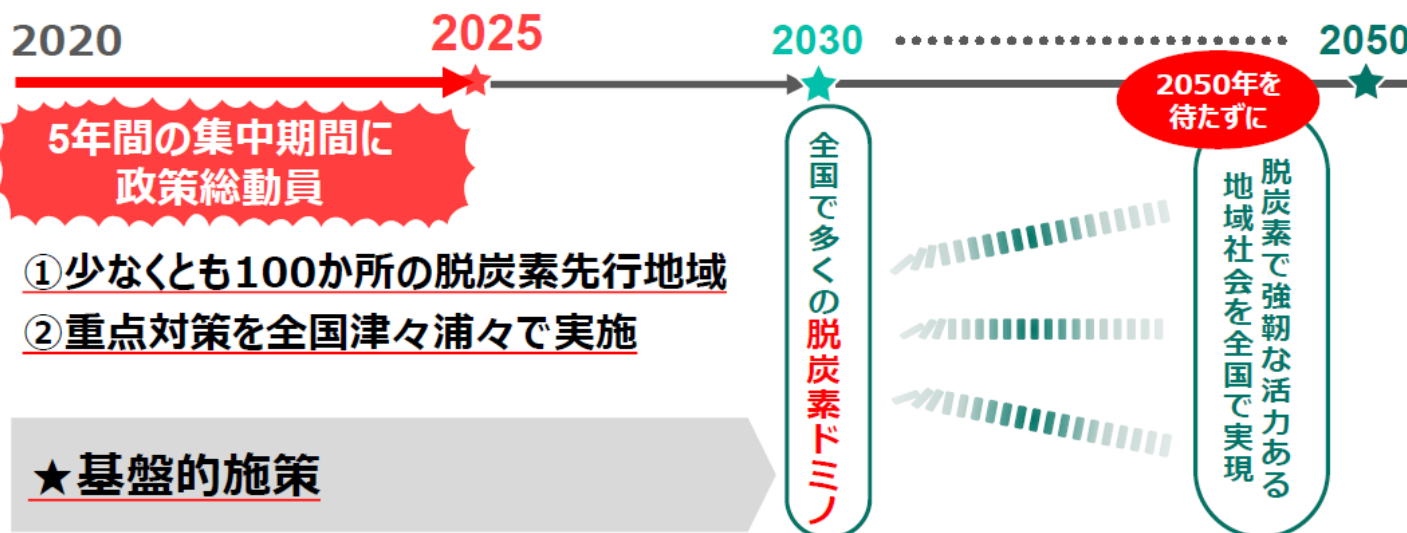
### < 3 > 社会を脱炭素に変える ルールのイノベーション

- ① 改正地球温暖化対策推進法に基づく**促進区域内の再エネ事業促進**
- ② 風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化
- ③ **地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化**
- ④ **住宅の省エネ基準義務付け**など対策強化に関するロードマップ策定

- 地域脱炭素ロードマップの対策・施策の全体像において、「2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組を加速する。」と明示。

## 2. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
  - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
  - ② 全国で、**重点対策**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

## 地球温暖化対策計画における2030年度の目標

- 我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 大宗を占めるエネルギー起源CO<sub>2</sub>に関して、排出削減を全部門において大幅に強化。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

## (参考) 2030年度46%削減に向けた対策目標の引上げ例

- 本年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、平成28年に策定されていた前計画に比べ、全ての部門において以下のような対策に係る目標が引き上げられている。

部門	対策評価指標など	2013年度実績	2030年度目標 (前計画)	2030年度目標 (新計画)
産業	低炭素工業炉の累積導入基数	9,400基	16,900基	19,100基
	産業用高効率モータ/インバータの累積導入台数	1.6万台/152.1万台	3116万台(モータのみ)	2756万台/3811万台
業務その他	中大規模の新築建築物のうちZEB基準の水準の省エネ性能に適合する建築物の割合	0%	—	100%
	省エネ基準に適合する建築物ストックの割合	24%	39%	57%
	EVごみ収集車の導入台数	0台	—	26,700台
家庭	新築住宅のうちZEH基準の水準の省エネ性能に適合する住宅の割合	0%	—	100%
	ヒートポンプ給湯器累積導入台数	422万台	1400万台	1590万台
運輸	新車販売台数に占める次世代自動車の割合	23.2%	50~70%	50~70% (2035年までに電動車の割合を100%)
エネルギー転換	再生可能エネルギー電気の発電電力量	1,179億kWh	2,366~2,515億kWh	3,360~3,530億kWh程度



# (参考) 2030年度46%削減・2050年カーボンニュートラルに向けた施策強化例

部門	施策分野	施策強化の方向性
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種・分野別に高い省エネルギー目標を定め、その達成を求める「ベンチマーク制度」の対象分野の拡大や目標値の見直し等を行いつつ、事業者の更なる省エネルギー取組を後押しする。</li> </ul>
業務 その他	建築物の省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。</li> </ul>
	デジタル機器・産業のグリーン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに全ての新設データセンターの30%以上の省エネルギー化、国内データセンターの使用電力の一部の再生可能エネルギー化を目指す。</li> <li>電力消費量が増大する電機・情報通信産業も含めた省エネルギー・省CO<sub>2</sub>推進のための制度など、カーボンニュートラルに向け必要となる制度の検討を進める。</li> </ul>
家庭	住宅の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。</li> </ul>
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の製造事業者等に対し、新たな燃費基準の達成を通じた新車の燃費向上を促していく。その際、勧告・公表の運用を見直すことにより、燃費基準の遵守に向けた執行強化を検討する。</li> </ul>
エネルギー 転換	電力分野の脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー政策の原則であるS+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）の考え方の下、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。立地規制の見直し、系統制約の克服、EV等を含めた蓄電池やデマンドレスポンスの活用等電力システムの柔軟性の確保や電力市場制度の大胆な改革を進める。</li> </ul>
分野横断	温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>BAT等の技術動向等を踏まえ、エネルギーの脱炭素化に向けた選択を行うことなどの取組を含む対策メニューの拡充を図るとともに、未策定の分野については、できるだけ早期に策定・公表する。</li> <li>一人一人のライフスタイルの脱炭素化に資するよう、国民が日常生活において利用する製品・サービスの製造・提供等に当たって、事業者が講ずべき措置について、更なる拡充を図る。</li> </ul>
	地球温暖化対策技術開発と社会実装	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに造成したグリーンイノベーション基金を活用し、具体的な目標とその達成に向けた取組へのコミットメントを示す企業等に対して、革新的技術の研究開発から社会実装まで一貫した支援を実施する。</li> </ul>
	地域脱炭素ロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。</li> </ul>

(出所) 地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）などを基に環境省作成。



## パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要①

- パリ協定の規定に基づき策定。
- 2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示す。

### <基本的な考え方>

地球温暖化対策は**経済成長の制約ではなく**、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と**力強い成長を生み出す、その鍵となるもの**。

### <各分野のビジョンと対策・施策の方向性>



#### エネルギー：

再エネ最優先原則  
徹底した省エネ  
電源の脱炭素化/可能なものは電化  
水素、アンモニア、原子力などあらゆる  
選択肢を追求



#### 産業：

徹底した省エネ  
熱や製造プロセスの脱炭素化



#### 運輸：

2035年乗用車新車は電動車100%  
電動車と社会システムの連携・融合



#### 地域・暮らし：

地域課題の解決・強靱で活力ある社会  
地域脱炭素に向け家庭は脱炭素エネ  
ルギーを作って消費



#### 吸収源対策

森林吸収源対策やDACCS (Direct Air  
Capture with Carbon Storage) の活用

# 住宅・建築物の省エネルギー対策に係る直近の動き

## ○ 第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(令和2年10月26日)(抜粋)

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

## ○ 気候変動サミット 菅内閣総理大臣発言(令和3年4月22日)(抜粋)

地球規模の課題の解決に、わが国としても大きく踏み出します。2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

## ○ エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)(抜粋)

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。

## ○ 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)(抜粋)

2030年度以降新築される建築物についてZEB基準の省エネ性能の確保を目指し、統合的な誘導基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の省エネ性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

住宅・建築物については、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す。

## ○ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定)(抜粋)

2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されるとともに、その導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となることを目指す。

# 新たな地球温暖化対策計画における削減目標

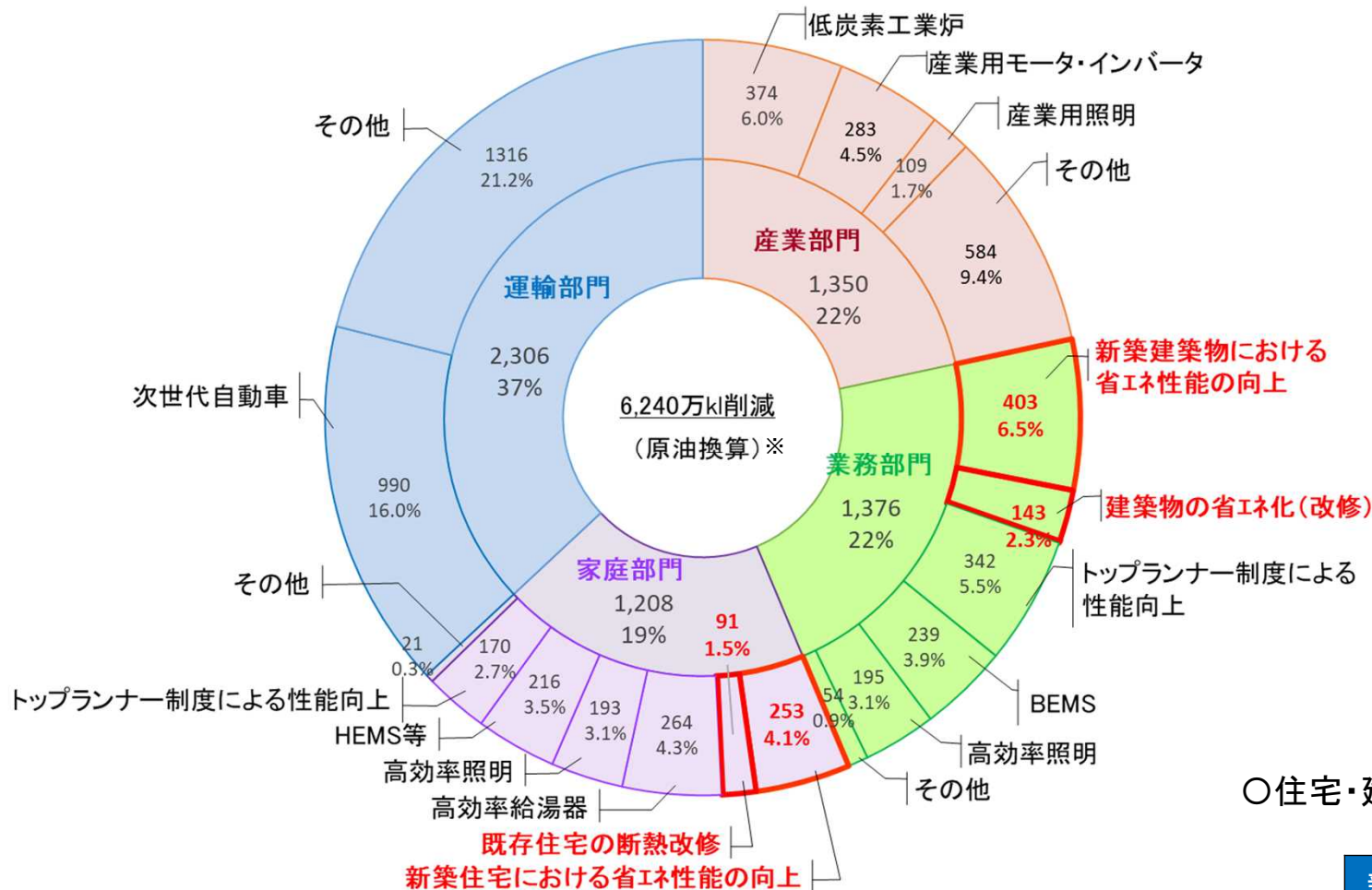
## ○住宅・建築物分野の削減目標

	削減量
新築建築物	403
建築物改修	143
新築住宅	253
住宅改修	91
合計	889

※四捨五入の関係で  
合計が一致しない

## ○住宅・建築物分野の追加削減量 (単位: 万kL)

新たな 目標	追加 削減量	H28.5 計画
889	159	730



※地球温暖化対策計画(H28.5)の削減目標: 5030万kl程度

出典: 2030年度におけるエネルギー需給の見通し(R3.9)(資源エネルギー庁)より作成

# 政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。  
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

## 新計画に盛り込まれた主な取組内容

### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物  
（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

### 廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機



# 2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量（速報値<sup>1</sup>）について

## 1. 温室効果ガス総排出量<sup>2</sup>

2020年度<sup>3</sup>の我が国の温室効果ガス総排出量：11億4,900万トン（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算<sup>4</sup>）

- 前年度の総排出量（12億1,100万トン）と比べて、5.1%（6,200万トン）減少。
- 2013年度<sup>5</sup>の総排出量（14億800万トン）と比べて、18.4%（2億5,900万トン）減少。
- 2005年度<sup>6</sup>の総排出量（13億8,100万トン）と比べて、16.8%（2億3,200万トン）減少。

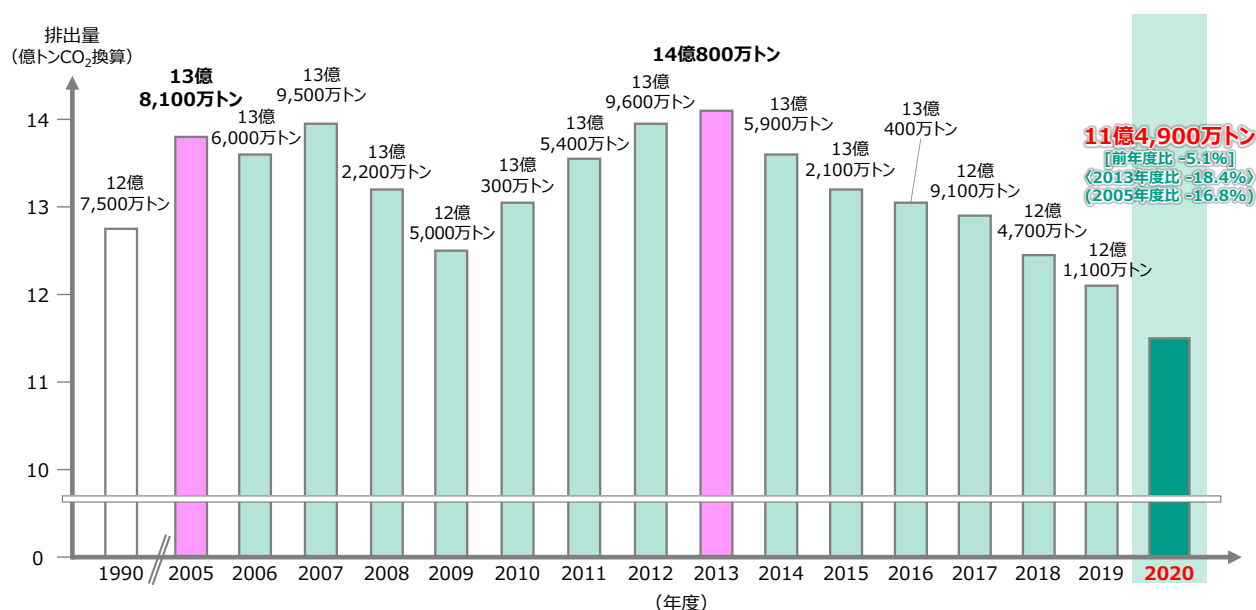


図1 我が国の温室効果ガス総排出量（2020年度速報値）

<sup>1</sup> 2020年度速報値の算定に用いた各種統計等の年報値について、速報値の算定時点で2020年度の値が未公表のものは2019年度の値を代用している。また、一部の算定方法については、より正確に排出量を算定できるよう同確報値に向けた見直しを行っている。このため、今回取りまとめた2020年度速報値と、2022年4月に公表予定の2020年度確報値との間で差異が生じる可能性がある。なお、確報値では、森林等の吸収源対策による吸収量についても算定、公表する予定である。

<sup>2</sup> 各年度の総排出量及び過年度からの増減割合等には、森林等の吸収源対策による吸収量は加味していない。

<sup>3</sup> ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の4種類の温室効果ガスについては暦年値。

<sup>4</sup> CO<sub>2</sub>換算：各温室効果ガスの排出量に各ガスの地球温暖化係数<sup>\*</sup>を乗じ、それらを合算した。（<sup>\*</sup>地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）：各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、CO<sub>2</sub>の温室効果をもたらす程度に対する比で示した係数。国連気候変動枠組条約インベントリ報告ガイドラインに基づき、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書（2007年）に示された100年値を用いた。）

<sup>5</sup> 2021年10月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した日本のNDC（国が決定する貢献）において、「2050年カーボンニュートラルと総合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」との削減目標を掲げている。

<sup>6</sup> 我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にすることとした。本目標は、2016年5月に国連気候変動枠組条約事務局に再提出したものである。